

<報道発表資料>

.....

令和7年5月20日

新たに「埼玉県県土づくり優秀委託業務(課所長)表彰」を 創設します

(同時発表：埼玉県建設専門紙記者会)

県土整備部では、部内各課所が発注した委託業務（維持管理業務を除く）のうち、業務への取り組み方や成果に優れ、他の模範となる企業及び技術者を部長が表彰しています。

今回、企業や技術者のより一層の技術力の向上を図るため、従来の部長表彰に加え、新たに各課所長が表彰する「埼玉県県土づくり優秀委託業務(課所長)表彰」を創設し、令和7年度から下記のとおり表彰することとしましたので、お知らせします。

記

1 目的

新たな表彰制度(課所長)を実施することで、県内をはじめとする受託業者の技術力や技術者のモチベーションの一層の向上を図り、委託業務の適正な履行を確保する。

2 表彰制度

- ・ 県土整備部各課所で表彰式を実施し、各課所長が企業及び技術者に表彰状を授与する。
- ・ 表彰については、「土木の日（11月18日）」を考慮して行う。

3 表彰の対象等

- ・ 前年度に完了した設計業務、測量業務、地質調査業務等（維持管理を除く）
- ・ 前年度完了業務の業務成績評定※ が全て65点以上かつ平均点が75点以上
- ・ 再委託や低入札業務を除く

※ 業務成績評定

業務完了後、発注者が所定の評価項目に基づき合計100点満点で業務内容を評価するもの。